



テルモグループ人権方針

制定：2019年12月10日

テルモグループ（以下「テルモ」という）は「医療を通じて社会に貢献する」という企業理念のもと、医療を支える人・受ける人双方の信頼に応え、社会に貢献することを目指しています。また、テルモ株式会社およびその子会社の全ての取締役、役員、従業員（以下「全てのアソシエイト」という）が守るべき原則である「テルモグループ行動規範」の中で「人権の尊重」を掲げています。

本方針は、テルモにおける人権尊重の考え方と責任を示したものであり、テルモは全てのアソシエイトに、本方針と「テルモグループ行動規範」に基づき、事業活動を通じて関わる全てのステークホルダーの人権を尊重することを求めます。また、ビジネスパートナーに対しても本方針を理解・支持し、人権を尊重することを望みます。

基本的な考え方

テルモは、「国際人権章典*」および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。加えて、国連グローバルコンパクト署名企業として、人権、労働、環境、腐敗防止に関する「国連グローバルコンパクト 10 原則」を支持・尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」に基づき、当社の事業活動から生じうる人権への影響を防止するための取り組みを推進していきます。

テルモは、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。人権に関する国際的な規範と各国・地域の法令が整合しない場合は、当該国・地域の法令を遵守しながら、人権に関する国際的な規範を尊重するための方法を追求していきます。

人権尊重の責任

テルモは、自らの事業活動において、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、自らの事業活動において人権に対する負の影響が生じた場合は、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たすよう努めていきます。特に、人々の

命や健康に関わる企業として、以下の項目について重点的に取り組みます。

- ・安全で働きやすい労働環境の整備
- ・公正な労働慣行の遵守（労働法令の遵守、人身取引を含む奴隷労働や強制労働・児童労働の禁止）
- ・差別やハラスメントの禁止
- ・製品・サービスの品質と安全性の確保
- ・研究開発における倫理基準の遵守
- ・倫理的かつ公正な事業活動の推進（正確で有用な情報の提供によるプロモーション、贈収賄と腐敗行為の禁止）
- ・医療アクセスの改善

教育・啓発

テルモは、全てのアソシエイトに対して、本方針の理解と実践に必要な教育・啓発を行っていきます。

人権デューデリジェンス

テルモは、人権尊重の責任を果たすため、テルモが社会に与える人権に対する負の影響を把握し、防止、軽減する取り組みを行っていきます。取り組みを進めるにあたっては、様々なステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、自社の事業活動が人権に及ぼす影響について、影響を受ける人々の視点から理解し、適切に対処できるよう努めます。

救済

テルモの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、もしくは負の影響を助長したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

情報開示

テルモは、各国の法令に基づき必要な情報を開示します。また、本方針に基づく人権尊重の取り組みの進捗状況について、テルモグループのウェブサイト等で開示していきます。

* 「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を合わせた総称。